

(表)

第 年 月 号 日

様

野田市長



介護保険給付額減額通知書

年 月 日にあなたは、(要介護(更新)認定・要支援(更新)認定・要介護状態区分の変更)申請をしましたが、あなたの介護保険料は次のとおり未納となっており、既に消滅時効に係っているため、遡って納めていただくことができません。

保険料未納の方に対し、通常の保険給付を行うことは、被保険者間の公平を損なうことから、介護保険法第69条第1項の規定により次の期間につき介護給付等(居宅介護サービス計画費、特例居宅介護サービス計画費、介護予防サービス計画費及び特例介護予防サービス計画費、高額介護(予防)サービス費及び高額医療合算介護(予防)サービス費、特定入所者介護(予防)サービス費及び特例特定入所者介護(予防)サービス費の支給を除く。)の額の減額並びに高額介護(予防)サービス費及び高額医療合算介護(予防)サービス費並びに特定入所者介護(予防)サービス費及び特例特定入所者介護(予防)サービス費の支給を行わないことに決定しましたので通知します。

なお、災害及びその他の特別の事情等が発生した場合には、給付額減額等の措置の対象外となりますので、速やかに介護保険課に届出をしてください。

給付額減額の措置を行う期間 年 月 日から 年 月 日まで

給付額減額期間 = 保険料徴収権消滅期間 × $\frac{\text{保険料徴収権消滅期間}}{\text{保険料徴収権消滅期間} + \text{保険料納付済期間}} \times \frac{1}{2} \times 12$

徴収権消滅期間 : (未納、時効消滅額 / 年賦課額) + (未納、時効消滅額 / 年賦課額) + ... = 年

納付済期間 : (納付済額 / 年賦課額) + (納付済額 / 年賦課額) + ... = 年

Table with 4 columns: 年度, 未納、時効消滅額, 納付額, 年賦課額. It contains 6 empty rows for data entry.

(裏)

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。